

消防ポンプ積載車5台を売却します

問 市 契約管財課 ☎53-5166 FAX 53-5148

次の公用車を公募型見積合わせ*により売り払います。

※市があらかじめ定めた予定価格(最低売払価格)以上で最も高い価格の見積書を提出した者を買受者として決定する方法

物品番号	物品名	車名(ベース車両名)	初度登録年月
1	消防ポンプ積載車1(ポンプなし)	トヨタ ハイエーストラック	平成 3年 8月
2	消防ポンプ積載車2(ポンプなし)	トヨタ ダイナ	平成13年10月
3	消防ポンプ積載車3(ポンプ積載)	トヨタ ハイラックス	平成16年 9月
4	消防ポンプ積載車4(ポンプ積載)	スバル サンバーバン	平成15年 9月
5	消防ポンプ積載車5(ポンプなし)	ダイハツ ハイゼットトラック	平成17年12月



見積書提出方法

11月25日(火)～27日(木)の期間中に、契約管財課へ持参または郵送により提出してください。

※郵送の場合は11月26日(水)必着

※詳しくは、米原市公募型物品売払い要項(令和7年11月実施)をご確認ください。要項は、契約管財課で配布するほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



▲市公式ウェブサイト

提出先 〒521-8501 米原市米原1016
米原市役所 契約管財課 宛

家屋や森林、農地などに関して必要な届け出を行ってください

家屋の異動を行ったときは年内に届け出を

問 市 税務課 ☎53-5115 FAX 53-5118

家屋(住宅、物置、車庫など)には、毎年1月1日を基準として固定資産税が課税されます。取り壊しや、所有者が変更になった場合、年内に届け出を行わないと翌年度もその家屋分の固定資産税が課税されますので、ご注意ください。

家屋を取り壊した
(住宅、物置、車庫などを取り壊した)

未登記家屋の所有者が変わった
(売買や贈与により、所有者が変更になった)

建築確認申請書の提出が不要な建築物を
建築した ※登記手続きも行わない場合

年内に「家屋異動申告書」を提出してください

提出先:税務課、山東支所、各市民自治センター

※異動内容により必要書類が異なりますので、事前にお問合せください。

申告書は市公式ウェブサイトからダウンロードできます▶



完成后すみやかに税務課へご連絡ください

固定資産税の課税対象である家屋の場合、現地調査により評価額の算定を行います。

登記手続きも
お忘れなく!

売買や相続などで固定資産(土地、家屋)の所有者が変更になった場合、登記の変更手続きが必要です。また、未登記家屋も登記を行ってください。

森林の土地を取得したときは 90日以内に届け出を

問 市 まち保全課 ☎53-5175 FAX 53-5179

「森林の土地の所有者届出書」を提出してください

提出先:まち保全課

届出書は市公式ウェブサイトからダウンロードできます▶



相続等により農地を取得したことを知った 日からおおむね10カ月以内に届け出を

問 市 農業委員会事務局 ☎53-5136 FAX 53-5139

「農地法第3条の3の規定による届出書」を提出してください

提出先:農業委員会事務局

届出書は市公式ウェブサイトからダウンロードできます▶

